



白老町環境基本計画 概要版

第3期 平成28年～平成37年



自然と共に生き
地球を大切にするまち
しらおい

北海道 白老町



計画の目的（策定経過）

（本編 第1章）

「白老町環境基本計画」は、平成16年9月に環境施策に関する基本的な事項及び環境保全に関する理念などについて定めた「白老町環境基本条例」が制定され、この条例に掲げられた基本理念に沿った環境施策について「町民・事業者・行政」が一体となった総合的かつ計画的な推進方針を示すものです。



計画の位置づけ・対象

（本編 第2章）

本計画は、白老町のまちづくりに関する総合計画である「第5次白老町総合計画」を推進する上で必要となる、身近な生活環境上の諸問題から地球環境に至るまでのあらゆる環境関連施策の方向性を示す具体的な計画です。

本計画の対象とする範囲は、「白老町環境基本条例」で示す内容及び将来の環境変化を踏まえ可能な限り幅広く、将来世代に及ぶ環境までを視野に入れて考えます。

また、計画の対象地域は「白老町全体」を対象とし、それぞれの地域特性にそった環境保全を進め、国や北海道、近隣自治体など広域的な取り組みが必要とされる課題や施策については、関係機関との連携を図り推進していきます。



計画の期間

（本編 第2章）

「白老町環境基本計画（第3期）」は、「第5次白老町総合計画」との整合性も必要であり、長期的な目標と将来展望を視野にいれ、平成28年度から概ね10年間を対象期間とし、毎年、評価を行い、概ね5年で計画を見直すこととしていきます。



しろおいの環境の現状と課題

（本編 第2章）

白老町においては、ここ数年大きな環境破壊となる公害発生は見受けられませんが、環境問題全体から見ると、わたしたちの生活はさまざまな環境破壊と隣り合わせといえるため、環境の保全と向上についても取り組みを強めていかなければなりません。まちの現状を十分に整理し、望ましい環境像の実現に向けた環境目標と、環境の解決課題について検討し、取り組んでいきます。





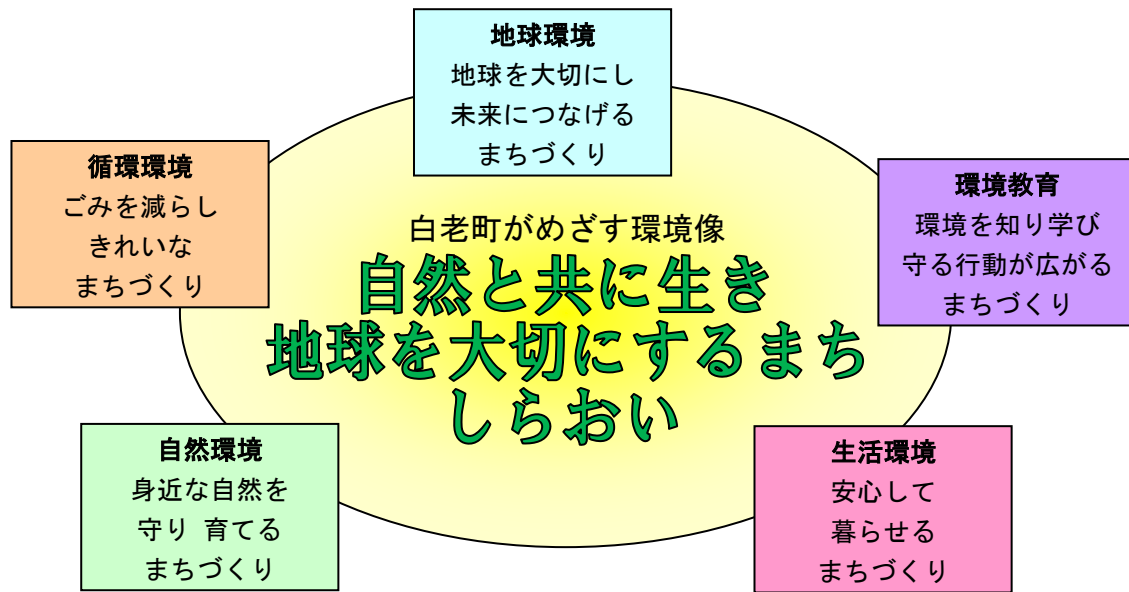
白老町がめざす環境像と基本目標

(本編 第3章)

本計画の目標として…

“自然と共に生き 地球を大切にすまち しらおい” を目指します。

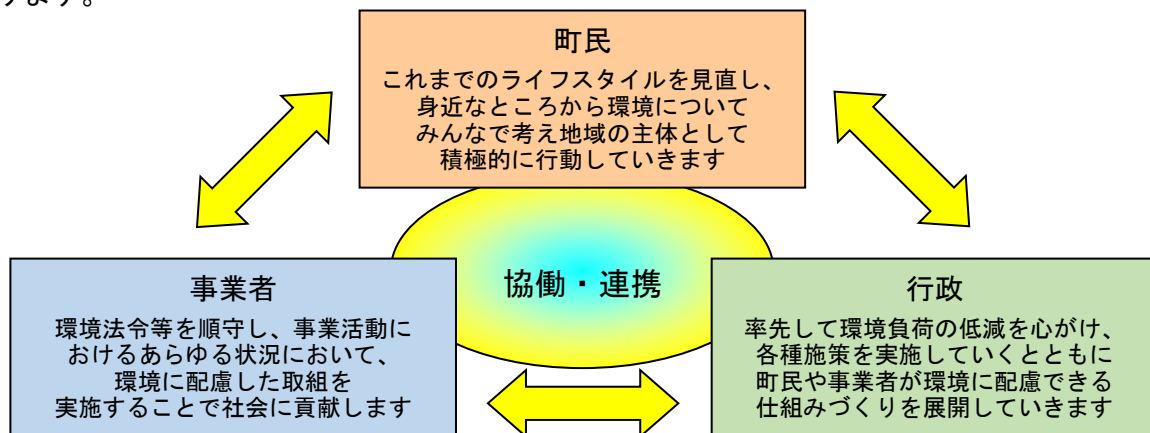
そして、この環境像を実現するための基本目標には、環境に対するまちの姿勢を5つの分野別目標として掲げ、各目標の達成をめざしていきます。



各主体に期待される役割

(本編 第3章)

「白老町環境基本計画」では、環境問題を解決する主体として、町民・事業者・行政の役割を次のように定め、それぞれの責務のもと協働・連携し環境の保全に取り組む必要があります。



(町民・事業者・行政それぞれの主な役割と協働のイメージ)



施策の取り組み

(本編第3章・第5章)

基本目標 1 地球環境

地球を大切にし 未来につなげる まちづくり



地球温暖化の防止、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進など

① 地球温暖化防止の推進をめざします (1) 温室効果ガス削減対策の推進・啓発

私たちの生活が、地球温暖化をはじめとした地球環境問題について影響を及ぼしていることを理解し、その影響を小さくするため対策行動を率先して実践していくとともに、情報の収集・提供を積極的に行ない、地球温暖化防止対策を進めます。

- ・温室効果ガスの削減 ・グリーン購入の推進
- ・エコドライブやエコライフの推進、家庭でできる地球温暖化対策の啓発 など

② 環境にやさしいエネルギーの導入をめざします (1) 省資源・省エネルギー対策の推進 (2) 再生可能エネルギーの推進

資源・エネルギーの消費を抑制するとともに、再生可能エネルギーの活用技術を積極的に取り入れ、限りある資源・エネルギーを将来の世代に残すために取り組みます。

- ・照明のLED化など公共施設における省エネルギー化の促進
- ・クールビズ、ウォームビズの推進 ・再生可能エネルギーの情報収集と提供
- ・低公害車や低燃費車の導入、電気自動車の急速充電設備の普及促進 など

基本目標 2 循環環境

ごみを減らし きれいな まちづくり



廃棄物の減量化、適正処理、再資源化、3Rの推進、不法投棄の撲滅など

① 廃棄物の発生抑制と再資源化をめざします (1) 廃棄物の発生抑制と減量化 (2) 廃棄物の再資源化

町民・事業者・行政が協力してごみの減量に取り組み、分別収集の徹底や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に向けた啓発をします。

- ・ごみ処理基本計画に基づく、廃棄物の処理・減量化に向けた対策
- ・廃棄物の減量化・リサイクルに向けた取り組みの意識啓発
- ・再生品、再生利用品の利用促進 など

② 廃棄物の適正処理をめざします (1) 廃棄物の適正処理の推進 (2) 不法投棄の撲滅の推進

町民ボランティアや環境団体と協力しながら、不法投棄や違法な野外焼却を監視し、ごみの無いきれいなまちづくりを実現します。

- ・適正なごみの分別と排出マナーの向上の啓発
- ・最終処分場の管理強化
- ・不法投棄に関する情報提供の強化と意識啓発
- ・クリーン白老の推進 など

基本目標 3 自然環境

身近な自然を守り 育てる まちづくり



公園・緑地の整備、森林の保全、水環境の保全、上下水道の整備、
希少な動植物の保護、生物多様性の保全、野生生物種など

① 豊かな自然環境の保全と創出をめざします
(1) みどりをまもり育てる取り組み
(2) 自然環境保全・調査の実施

多様な野生生物種の生息・生育環境や植物の植生を理解し、町有林・民有林など森林や農地の整備保全により、町全体のみどりづくりを推進していきます。

- ・公園や緑地の整備などまちなかの緑化への取り組み
- ・里山の保全の取り組み
- ・新規就農者の支援
- ・ヨコスト湿原などの自然環境の調査
- ・自然観察会等のイベントの実施
- ・白老町の環境白書の作成
- など

② 豊かな水環境の保全をめざします
(1) 上下水道の整備と利用促進
(2) 水環境の調査

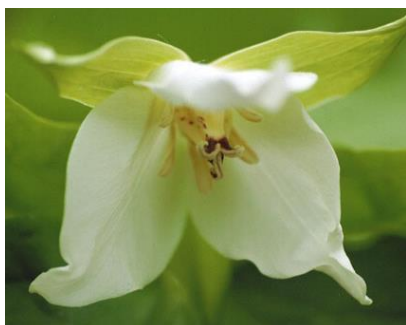
安全で安心な水道供給のための上下水道の環境整備や促進、水質検査の実施など、水環境の保全を推進していきます。

- ・上下水道施設の整備や維持管理
- ・水道水源の保全とPR
- ・水源涵養機能を持った森林の保全
- ・生活排水対策の普及と啓発
- ・浄化槽の適正な維持管理の推進
- ・地下水の継続的調査と安全対策
- ・河川、湖沼の水質調査と監視
- ・工場、事業所排水の管理体制の強化
- など

③ 生物多様性の保全への取り組みをめざします
(1) 野生生物種の保護と保全に向けた取り組み
(2) 生物との共生に向けた取り組み

野生生物種の観察・調査、自然体験、ハイキングや登山など、身近な自然とふれあうための環境整備や保全、機会の提供に取り組みます。在来種に配慮した環境保全と特定外来生物種への知識を深め、地域の生態系の保全活動に取り組みます。

- ・野性生物種の生態状況の把握と保護保全の取り組み
- ・外来生物の防除活動
- ・特定外来種の駆除
- ・有害鳥獣の駆除
- ・害虫類の防除
- ・愛玩動物の適正な飼い方の啓発
- ・畜犬登録と狂犬病予防接種率の向上
- など



←シラオイエンレイソウ



オオルリ→



景観、大気・土壌・水質汚染の監視、騒音・振動・悪臭対策、
工場・事業場の公害対策、災害への対策など

① 快適な住環境の創造をめざします
(1) 環境美化の推進に向けた取り組み

街路樹や花壇の整備、空き地の雑草の除去指導や、廃屋・廃看板の撤去指導など美しく住みよい住環境の推進を図ります。

- ・フラワーロードや町有花壇、街路樹などの整備や維持管理
 - ・空き家や廃屋の適正管理
 - ・空き地等の雑草の指導
 - ・通行しやすい町道の整備
- など

② 安全で安心なまちづくりをめざします
(1) 公害防止に向けた取り組み

公害防止協定の締結による公害発生の抑制や、定期的な大気・水質・悪臭・騒音測定の実施による監視を図り、住環境整備の促進を図ります。

- ・公害防止協定の締結
 - ・大気汚染の監視
 - ・ゴルフ場の水質汚濁防止対策の推進
 - ・事業所排水の監視体制の強化
 - ・騒音、振動、悪臭に対する始動や啓発
- など

③ 災害に強いまちづくりをめざします
(1) 防災体制と減災に向けた環境整備

災害時の避難路や避難場所の環境整備や、発生後の廃棄物・衛生対策の整備を図ります。また海岸の保全や治水対策など災害予防対策の推進を図ります。

- ・災害時における防災体制の充実
 - ・災害発生時の廃棄物対策
 - ・防災および減災対策に向けた情報提供
 - ・海岸保全対策の促進
- など



←保育園の花壇づくり



全町一斉避難訓練→

基本目標 5 **環境教育**

環境を知り学び 守る行動が広がる まちづくり



環境教育の充実と普及、環境保全活動の推進・人材育成、
環境情報の充実と共有、歴史・文化の保全など

① 環境教育の推進をめざします
(1) 環境教育の推進と人材の育成

未来を担う子ども達を中心に、学校教育・社会教育において計画的な環境教育や学習の場の提供、環境事業や研修会を開催し、環境教育の推進をめざします。

- ・学校教育における環境教育の支援
- ・環境学習に参加しやすい仕掛けづくり
- ・総合的な学習の時間や生涯学習などを利用した環境学習の場の創造
- など

② 環境保全活動の推進をめざします
(1) 環境活動の推進と関係団体との連携・支援

環境情報の提供や環境意識の向上、町民・事業者・行政が一体となった白老町全体で環境に対する共通認識をもち、環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

- ・環境活動団体の活動支援や協働、育成
- ・環境町民会議の活動の推進
- ・イベントや出前講座の開催
- ・環境活動の情報収集と啓発活動
- など

③ 歴史的・文化的資源の保全をめざします
(1) 環境活動の推進と関係団体との連携・支援

アイヌの人々など先人の知恵や歴史を生かした環境教育や、まちの歴史・文化遺産の環境整備や文化の伝承など、地域の伝統や風土を守っていくまちづくりを推進していきます。

- ・指定文化財の維持、管理
- ・歴史、文化に関する情報提供の推進
- ・文化の伝承や担い手などの人材育成
- ・国立博物館建設にむけた環境整備
- など



←ヨコスト海岸クリーンアップ事業の様子



↑ポロト自然休養林での自然観察学習



←アイヌ文化の体験学習

白老町環境基本計画（第3期） 概要版
（平成28年度～平成37年度）

発行月 平成28年3月
発行 北海道白老郡白老町
〒059-0995
白老町大町1丁目1番1号
TEL 0144-82-2265
FAX 0144-82-4391
Eメール seikatu@town.shiraoi.lg.jp
編集 白老町 生活環境課